

※契約する際には区と受託者との協議により、
この仕様書の内容を一部変更する場合がある。

仕様書（案）

1 件 名 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画策定のための調査等業務委託

2 履行期限 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

3 履行場所 新宿区指定の場所

4 標準仕様書

本仕様書に定めのない事項は、下記標準仕様書等によるものとし、東京都は新宿区と読みかえるものとする。

- ・設計委託標準仕様書（東京都建設局）

5 提出物

受託者は、契約後、速やかに「受注者等提出処理基準（東京都建設局）」に基づく書類を作成し提出するものとする。

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」（旧称「業務カルテ」）を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略することができるものとする。

なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

6 目的

自転車を取り巻くさまざまな問題を解消し、快適な都市環境の維持・向上を目的として平成30年度から令和9年度までの計画期間で「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」（以下、「自転車等総合計画」という。）を定めており、令和4年度において、「新宿区自転車活用推進計画」を自転車等総合計画に包含し、中間改訂を行った。また、自転車等総合計画における「走る」の推進施策として、区内における自転車通行空間の整備やネットワークを示した「新宿区自転車ネットワーク計画（以下、「ネットワーク計画」という。）」を令和元年度から令和10年度までの計画期間として定めている。現時点においては、それぞれ個別の計画としているが、自転車に係る密接に関連した計画であることに加え、計画期間が近似していることから、次期自転車等総合計画の策定にあわせて、ネットワーク計画を統合することを想定している。

本業務では、次期自転車等総合計画の策定にあたって、社会情勢等の変化や現行計画の進捗状況を評価するなど計画策定のための調査、検討及び会議の開催支援等を行うことを目的とする。

7 委託内容

(1) 自転車等総合計画及び自転車ネットワーク計画の調査・分析・検証

- ・上位計画等の整理
- ・自転車を取り巻く社会情勢の変化等の確認、整理
- ・各計画の進捗、評価目標の調査・分析・検証、新たな目標の設定等
- ・自転車利用実態の把握、分析、課題抽出（公共交通の運行状況、人口分布、駅端末交通手段、新たな日常への対応）等

(2) 自転車交通量調査

自転車走行空間の整備効果等の検証のため、過年度実施した交通量調査箇所と同箇所を再調査する。

- ・調査箇所：20箇所（別紙 交通量調査箇所図のとおり）
- ・調査時間：平日12時間交通量（昼間1回）
- ・調査項目：自動車交通量（車両別）、自転車・歩行者交通量（2方向）
歩道のある道路については、自転車の歩道走行、車道走行、車道の順走逆走状況も調べること。
- ・資料作成：調査内容に基づき、調査結果をまとめること。
※なお、自転車交通量調査の詳細については、別途、監督員と協議すること。

(3) 自転車の利用実態等の調査

各種分析の基礎資料とするため、具体的な駐輪需要（台数、目的地など）を把握するための調査等を実施する。調査については、具体的な調査方法、調査内容の設計、作成、郵送等の作業を含むものとし、具体的な調査方法及び項目等については、事前に区と協議の上、決定すること。

①現地駐輪台数調査

駐輪需要のうち、規模（数量）把握を目的に、駐輪台数調査を実施する。

- ・調査範囲：区内3エリア（中井駅周辺、市ヶ谷駅周辺、西新宿五丁目駅周辺）概ね半径500m
- ・調査対象：公共駐輪場（民設民営駐輪場）、路上の放置自転車
- ・調査項目：台数、路上放置位置
- ・車種分類：シティサイクル、スポーツバイク、子ども乗せ、キックボード、原付、自動二輪等
- ・時間帯：6時、9時、12時、15時、18時、21時、終電後
- ・調査曜日：平日、休日1日ずつ
- ・調査方法：各時間帯に調査員が巡回し、上記調査項目について目視で確認し記録する。

②自転車利用者の目的地調査

施設用途別の需要を算定するためのデータを収集することを目的に、自転車利用者の目的地調査を実施する。

- ・調査対象：区内3エリアの自転車での来訪者
- ・調査項目：出発地、目的地、利用目的地、立ち寄り地、施設用途、駐輪場所、駐輪場所から目的地への徒歩時間、駐輪場所の選択理由、駐輪時間、基礎的な利用者属性等

- ・調査方法：受託者にて WEB アンケートサイトを構築し、現地にて二次元コード付き調査票を駐輪自転車に配布する。
なお、アンケート調査においては、個人が特定できる情報は取り扱わないものとし、設問等の設定に関して事前に区と協議すること。
- ・取得サンプル数：3エリアで300サンプル以上とする。

(4) 自転車の利用等に関するアンケート調査等の実施

自転車等駐車に関する状況整理を行うとともに、自転車等総合計画の検討における基礎資料とするため、自転車に関する現状の交通状況、区民ニーズを把握するためのアンケート調査等を実施する。

- ・WEB 形式での調査を基本とし、アンケート調査設計、作成、集計及び分析等を行うこと。
対象は、区民用（自転車利用者）、区民用（自転車未利用者）、来街者（自転車利用者）等から各500サンプル程度、計1,500サンプル程度を想定している。
なお、アンケート調査においては、個人が特定できる情報は取り扱わないものとし、設問等の設定に関して事前に区と協議すること。
 - ・区の事業で実施している民設民営自転車等駐輪場の利用者や新宿区自転車シェアリング事業の利用者に対し、事業者の協力を得ながらアンケート調査等を実施することを想定している。
- ※社会情勢等も鑑み、発注者と協議のうえ調査内容や調査方法等については、変更することができるものとする。

(5) 新宿区自転車等駐輪対策協議会等の運営支援

新宿区自転車等駐輪対策協議会を3回程度開催する。

- ・会議資料の作成、印刷（各回60部程度）、関係機関への調査
- ・会議運営進行支援
- ・議事録作成等
- ・協議会委員用の飲み物の用意
必要に応じて、委員の人数分（各回25本程度）の飲み物を用意すること。
なお、可能な限り缶類等で蓋ができるものとし、プラスチックの排出削減に努めること。
- ・WEB 会議等の開催が必要な場合は、機材等の準備を行うとともに会場設営等を監督員と協力して行うこと。
- ・庁内会議、事前調整等の参加、支援
協議会開催に向けた事前の庁内調整や協議会委員との調整についても、可能な限り参加し、協議会資料等への反映を行うこと。

(6) 業務打合せ等

円滑な業務遂行のため、監督員と業務打ち合わせを実施すること。

打合せ回数は初回、中間、完了あわせて5回程度予定している。

なお、打合せ等に参加した際は必ず議事録を作成し提出すること。

8 成果品

成果品の提出にあたっては、「設計委託標準仕様書」に定められた成果品項目及び数量、その他監督員の指示するものを揃え、それぞれ2部提出すること。

ただし報告書については、ファイル製本2部で、図面以外はA4版を原則とすること。

なお、監督員と協議のうえ、成果品、仕様等について変更することができる。

(1) 電子データ (CD-R等) 一式

提出物については、すべて電子データ化し、以下の形式で提出すること。

報告書関係：ワード、エクセル、PDF形式

なお、図面がある場合は、AutoCAD の他、Jw-CAD 形式で提出すること。

(Version については監督員に確認すること。)

9 納入場所

新宿区みどり土木部交通対策課

10 身分証明書、腕章

調査等の業務により現場での作業を行う場合においては、受託者は、区に身分証明書発行願及び作業員名簿を提出し、区は名簿に基づき受託者に身分証明書を発行し、腕章を貸与する。

受託者は、現場での作業中必ず身分証明書を携帯し、腕章を着用すること。本委託業務完了若しくは区の指示があった場合、速やかに身分証明書及び腕章を返還すること。

11 安全対策

本委託業務の現場での作業にあたっては、監督員と事前に協議の上実施すること。また、現場での作業実施にあたっては、車両及び歩行者の安全を確保し、監督員の指示があれば従うこと。

また、作業に伴い道路使用許可、道路占用許可等が必要な場合は、受託者により所定の手続きを行うこと。

12 環境マネジメント

本委託業務を実施するにあたっては、新宿区環境マネジメントの取組みに協力すること。

13 ディーゼル自動車規制に適合する自動車による配送

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

14 所有権

本委託業務に関する成果品の所有権は区に帰属するものとする。

15 機密の保持

受託者は本委託業務で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本委託業務に伴う成果については、区の許可なく第三者に公表、貸与、使用してはならない。

16 契約代金の支払

業務完了後、所定の検査に合格したのち、所定の手続きに従って契約金額の支払いを請求するものとする。

17 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

18 その他

履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を促進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

別紙 自転車交通量調査箇所図

